

財務省告示第八十四号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平
 成十九年二月二十日に発行した利付国債の発行条
 件等を次のとおり告示する。
 平成十九年三月九日

財務大臣 尾身 幸次

一	二	三	四	五	六	七	八	九
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその条項	振替法の適用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金額	振替単位
利付国庫債券（十年）（第二百八十四回）	財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第百一号）第十一	条第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第二十四条第三項第四号に規定する郵便貯金資金による引受け	額面金額で七千六百億円	七千五百九十九億二千四百万円	五万円	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。
								平成十九年二月二十日
								額面金額百円につき九十九円九

十九銭

十一 利率
 一 年一・七パーセント
 二 経過利率
 の払込み

日本郵政公社総裁は、払込金額に日本郵政公社の算式により算出した金額を第十八号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{1.7}{100} \times \frac{62}{365}}$$

十三 初期利子
 平成十九年六月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次の号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{1.7}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十四 第二期以後の利子
 毎年六月二十日及び十二月二十日を支払い期とし、各支払期において、その日以前六箇月に属する利子を支払う。

償還金額
 償還金額
 元利支
 払場所
 払込期日

平成十九年二月二十日
 日本銀行
 額面金額百円につき百円